

議案第 160 号「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営の基準に関する条例の一部改正について」の訂正について

1 概 要

令和元年 8 月 30 日付官報において、標記条例の改正の根拠となっている内閣府令（新運営基準）に誤り箇所があることが公表されたことに伴い、議案を訂正するもの。

2 訂正内容

条項	正	誤（現在の議案）
第 15 条 第 1 項	（略）施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。）（略）	（略）施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下 <u>この項、第 20 条及び第 37 条第 3 項</u> において同じ。）（略）
第 51 条	（略）同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 20 条 <u>において</u> 」と（略）	（略）同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下 <u>この項、第 20 条及び第 37 条第 3 項</u> 」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 20 条」と（略）
第 52 条 第 3 項	（略）この章（第 41 条第 2 項を除き、 <u>前条</u> において準用する第 9 条から第 15 条まで（略）	（略）この章（第 41 条第 2 項を除き、 <u>第 51 条</u> において準用する第 9 条から第 15 条まで（略）
第 53 条 第 3 項	（略）教育・保育給付認定子ども（ <u>特定満 3 歳以上保育認定子ども</u> に限る。）（略）	（略）教育・保育給付認定子ども（ <u>特定満 3 歳未満保育認定子ども</u> に限る。）（略）

参考：議案の概要

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、「食事の提供に要する費用の取扱いの変更」や「用語の整理」等の改正が行われたことから、本市条例においても同様の内容を規定するもの。